

大阪地裁の判決を尊重し、老朽原発美浜3号、高浜1・2号の再稼働反対等を求めて 原子力規制委員会の審査を根本から批判した判決後にもかかわらず 従来通り「慎重かつ厳格な審査を求めている」と答えるだけ

[滋賀県の回答]

- ・ 判決には触れず「再稼働を容認できる環境にない」と従来通りの回答
- ・ 住民説明会での原告の発言・資料配布：県と高島市、長浜市と相談→その後拒否
- ・ 4回も続く高浜原発の蒸気発生器の細管損傷：原因を突き止めるよう関電に伝えている
- ・ 屋内退避では内部被ばくは防げないことを示す内閣府等の報告：
「内容について内閣府に確認中」「内閣府と規制委の見解は、整合性がとれない点がある」

12月16日、滋賀県に申入れをおこなった。大阪地裁の判決を尊重し、老朽原発の再稼働に反対すること等を求めた。「おおい原発裁判の会」と「避難計画を案ずる関西連絡会」が共同で要望書を提出し、市民は滋賀から4名、大阪から3名が参加した。「ばいばい原発高島連絡会」からも参加された。県はいつものように、原子力防災室の豊田参事と田中主任が対応。20分の予定だったが、30分程の申入れとなった。



◆12・4判決には触れず、従来通り「再稼働を容認できる環境にない」と答えるだけ

12月4日の大阪地裁判決は、大飯原発3・4号の設置許可処分を取り消しを命じた。判決は、審査の過程には「看過しがたい過誤・欠落がある」として、基準地震動が過小評価であり、設置許可基準規則4条3項（地震による損傷の防止）に違反すると、国の審査を厳しく批判している。国が定めた「審査ガイド」では、地震規模の算出において、平均値ではなく、データの「ばらつき」を考慮するよう求めている。しかし国は、自ら定めた「審査ガイド」を無視して、平均値で地震規模を決めている関電の申請をそのまま認めた。「ばらつき」を無視するやり方は、大飯原発だけでなく、美浜3号等の原発や再処理工場の審査で行われている。美浜3号では、現行の基準地震動993ガルは、「ばらつき」を考慮すれば1,330ガルに跳ね上がり、現在のままでは地震に耐えることはできない。

市民は、この判決を尊重し、老朽原発美浜3号、高浜1・2号の再稼働に明確に反対を表明するよう求めた。県の回答は「使用済核燃料の処理などいわゆる原子力の『静脈』部分が未整備であること、原子力発電所に対する県民の不安感が払しょくされていないことから、再稼働を容認できる環境にない」「慎重かつ厳格な審査を求めている」とこれまで同様の回答を述べるだけだった。大阪地裁の判決を踏まえて、これまで以上に、再稼働は認められないとはっきり表明してほしいと何度も求めたが、県からはこれ以上踏み込んだ回答はなかった。判決の重みに真摯に向き合っしてほしいと参加者は強く訴えた。

◆住民説明会での原告の発言や資料配布も拒否

数日後には、高島市と長浜市で住民説明会が予定されていた。19日には高島市で、20日には長浜市で、老朽原発の再稼働に関する説明会だ。ここでは、規制庁や関電が、国の審査に合格したこと等を説明することになっていた。判決は、原子力規制委員会の審査を厳しく批判しているのだから、そもそも規制庁には説明の資格もない。市民は、一方的に規制庁に説明させるのではなく、原告住民にも発言の場を設けてほしいと求めた。これについては「既に予定は決まっている」旨を述べ、拒否した。

そのため、少なくとも住民説明会の資料に、原告資料も一緒に入れて配布すべきと求めた。これについては、県・高島市・長浜市と相談するとの回答だったが、翌17日に「相談した結果、住民説明会の開催の趣旨とは異なる」との理由で、原告資料は配布しないとの連絡がメールであった。老朽原発の再稼働に関する住民説明会なのに、なぜ「開催の趣旨と異なる」のか納得がいかない。

高島市から参加した市民は、住民説明会の出席者は議員や区長等に限られ、一般市民は参加さえできない。開かれた説明会が必要だと訴えた。



◇19・20日の住民説明会では、会場前で、原告や市民の協力で「原告団声明」を参加者に配布した。住民の参加は少なく、高島市では約250名の予定だったが、実際は約100名の参加。長浜市では約50名の参加しかなかった。関電の美浜3号1月再稼働工程に合わせ、雪も厳しい12月に説明会を開いた。形だけの説明会で終わらせてはならない。

◆4回も続く高浜原発の蒸気発生器の細管損傷：原因を突き止めるように関電に伝えている

高浜原発で4回も続いている蒸気発生器の細管損傷については、「原因を突き止めるように関電に伝えている」との回答だった。この件については、滋賀県は初めから関電に「異物を特定し、原因が明らかになるまで運転してはならない」と厳しく対応してきた。しかし、4回も続いているのは、規制庁が原因を特定することもなく運転再開を認めてきたことによる。関電に対してだけではなく、規制庁・規制委員会にも厳しい対応を取るべきだ。

◆屋内退避を前提とした避難計画の見直しを求める

事前に提出していた要望書では、屋内退避では内部被ばくは防げないとする内閣府等の報告を紹介していた。これに基づいて、屋内退避を前提とした避難計画そのものを見直すよう求めた。内閣府等の報告について意見を求めると「内閣府と規制委の見解は、整合性がとれない点がある」と述べ、「内容について内閣府に確認中」と答えた。しかし、安定ヨウ素剤の事前配布については、これまで通り頑なに否定し、服用指示が出てから配布すると繰り返した。

屋内退避を前提にした避難計画の問題点については、「県が内閣府に確認した内容」を確認し、今後も取り組みを続けていきたい。

2020.12.25

おおい原発止めよう裁判の会事務局/ 避難計画を案ずる関西連絡会